

意見書案第4号

シルバー人材センターに対する支援を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり提出します。

令和4年10月3日

羽曳野市議会

議長 花川雅昭 殿

提出者

羽曳野市議会議員

金銅宏親

百谷孝浩

笹井喜世子

松井康夫

笠原由美子

シルバー人材センターに対する支援を求める意見書

シルバー人材センター(以下、「センター」という。)は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき設立された公的団体であり、大阪府内では、43カ所のセンターが地域の日常生活に密着した就業機会を提供することなどにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進、地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減などに貢献している。

令和5年10月に、消費税において適格請求書等保存方式(インボイス制度)が導入される予定となっているが、同制度が導入されると、免税事業者であるセンターの会員はインボイスを発行することができないことから、センターは従来あった仕入税額控除ができなくなり、消費税の税負担額が新たに増加することとなる。

しかし、公益事業を行うセンターの運営は収支相償が原則であり、新たな税負担の財源はない。

人生100年時代を迎え、国を挙げて生涯現役社会の実現が求められる中、報酬よりも社会参加・健康維持に重きを置いた「生きがい就業」をしているセンターの会員に対して、形式的に個人事業者であることをもって、インボイス制度をそのまま適用することは、地域社会に貢献しようとしている高齢者のやる気、生きがいをそぎ、地域社会の活力低下をもたらすものと懸念される。センターにとっては、新たな税負担はまさに運営上の死活問題である。

消費税制度においては、小規模事業者への配慮として、年間課税売上高が1,000万円以下の事業者は消費税の納税義務が免除されているところであり、平均年収約50万円未満程度の少額収入しかないセンターの会員の手取り額がさらに減少することなく、センターにおいて、安定的な事業運営が可能となるための措置として、「インボイスによらずに一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる」等の取扱いを講ずる必要がある。

よって、国及び政府においては、センターの会員への配分金については、インボイス制度導入の影響に係る救済措置を講ずるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和4年10月3日

大阪府羽曳野市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣 各宛